

平成16年2月26日
金 融 庁

金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改訂について

1. パブリックコメントの概要

金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の策定については、先般原案をとりまとめ、平成15年12月22日から平成16年1月21日までパブリックコメントに付したところである。

その結果、金融団体、中小企業団体及び中小企業庁等、45先から約240件の意見が寄せられた（別添「パブリックコメントの概要及びコメントに対する考え方」参照）。

（参考）主なパブリックコメント

改訂された別冊の現場の検査官への周知徹底とその運用の確保等
（例）検査官及び金融機関のみならず、中小・零細企業にも広く周知

具体的な取扱いの明確化及びこれらに関する詳細な質問等
（例）キャッシュフローの定義の明確化

適用範囲の拡大についての要望等
（例）資本的劣後ローンの対象先の拡大や要件の弾力化

運用基準の厳格化等
（例）貸出条件緩和債権における不動産担保による信用リスク軽減効果の限定

2. パブリックコメントを踏まえた主な修正内容

（1）検証ポイント

経営者の資質の判断ポイントとして、「財務諸表など計算書類の質の向上に向けた取組み状況」を加えた。

デット・デット・スワップ（DDS）による資本的劣後ローンの返済に係る条項に、（注）書として、「経営改善計画が達成され、債務者の業況が良好となり、かつ、資本的劣後ローンを資本と見なさなくても財務内容に特に問題がない場合には、債務者のオプションにより早期償還することができる旨の条項を設けることは差し支えない。」旨を記載し明確にした。

(2) 検証ポイントに関する運用例

上記の検証ポイントの修正等を踏まえ、所要の修正を行った。

3 . 本日付で検査官宛通達として発出する。

別冊改訂についての評価等

全般の評価に関するもの	
コメントの概要	
改訂案において、中小・零細企業等の特性にも留意する必要がある旨が明記されるなど、今般の改訂が借り手の立場をも踏まえて行われようとしていることは評価できる。(日本商工会議所)	
改訂案は、中小企業融資をめぐる検査基準がより金融機関の実務に沿った内容となっており、明確に示されたものであると評価している。(全国商工会連合会)	
債務者区分の判断にあたって、バランスシートのみではなく、本業のキャッシュフローやその見通しをより重視すべきと明示されたことは望ましい方向である。(東京商工会議所)	
債務者区分の判断において、DDSを自己資本とみなすこととしたことは、資本的性格の資金を借入金で調達していることが多い中小企業にあっては一步前進と考える。(東京商工会議所)	
今回の改訂案は、中小・零細企業の経営・財務面の特性や借入形態により即した内容とされており、高く評価したい。(全国信用組合中央協会)	
改訂案は、日本の中小企業経営の実態、そして信用金庫と中小企業の関係性を検査において反映するといった基本的視点が織り込まれたものとなっており、高く評価したい。(全国信用金庫協会)	

改訂された別冊の現場の検査官へ周知徹底とその運用の確保等

全般に関するもの	
コメントの概要	コメントに対する考え方
金融庁においても、中小企業向け金融の円滑化に支障をきたすことのないよう、金融検査マニュアルの趣旨および内容について、金融検査官に対する指導を徹底するとともに、中小・零細企業等に対して広く周知を図っていただきたい。(日本商工会議所)	検査官に対する研修等により別冊の周知徹底を図ることはもとより、金融機関等の関係者に対しても本部のみならず現場レベルまで浸透を図るよう促し、中小企業の債務者及びその関係者に対しても別冊の内容の浸透に努めて参りたい。
今般の改定の趣旨・内容が実際の金融検査において的確に反映されることが重要であり、金融検査官の目線の統一や金融機関との擦り合せ、認識の共有化などを通して、その趣旨・内容を早急に浸透させられることを強く要望する。(全国銀行協会)	ご意見については、検査官への研修の充実を図るなど、その徹底を図って参りたい。

具体的な取扱いの明確化及びこれらに関する詳細な質問等

全般に関するもの	
コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>債務者区分の判断にあたって、バランスシートのみでなく、本業のキャッシュフローやその見通しをより重視すべきと明示されたことは望ましい方向であるが、財務書類の整備が不十分であるとの指摘も多い中小企業にあっては、その算出が簡易になされることが前提条件である。したがって、まずは、キャッシュフローを明確に定義づける(営業キャッシュフロー)ほか、中小企業にとって利用が平易な計算書の様式についても明示するとともに、その普及定着に努めるべきである。(東京商工会議所)</p>	<p>中小・零細企業のキャッシュフローは、必ずしも「信用リスク検査用マニュアル別表に記載している会計上のキャッシュフロー」と同一のものではなく、中小・零細企業の特長(代表者との一体性等)を踏まえて判断する必要がある。 なお、キャッシュフローの計算方法は、個々のケースにより異なり、一律に示すことは困難と考える。</p>
企業の技術力、販売力、経営者の資質やこれらを踏まえた成長性	
コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>技術力等の判断については、定量的な基準の策定が困難であるために定性的な基準にならざるをえず、その条件を細かく規定することはできない。このため、常日頃企業と接している金融機関の目利き機能を活用すべきであり、改訂案において、技術力等の評価にあたって金融機関の評価を尊重することとしたことは妥当である。ただし、その際の要件である「金融機関の企業訪問、経営指導等の実施状況や企業・事業再生実績等」が良好である場合とはいかなる状況をさすのか、明確にすべきである。(日本商工会議所)</p>	<p>金融機関の企業訪問、経営指導等の実施状況や企業・事業再生実績等の判断は、個々のケースに応じて判断すべきと考えており、一律的な基準を示すことは、機械的・画一的な判断に繋がりがねないことから適切ではないと考える。</p>
<p>地域金融機関においては、日頃から様々な形で債務者とのコミュニケーションを図っていることから、「良好」度合いを検証する場合に、単に訪問頻度等形式的な基準により判断するようなことはしないでいただきたい。(第二地方銀行協会)</p>	<p>ご意見のように外形的、形式的な基準のみにより判断することは適当でないと考えている。</p>
企業・事業再生の取組みと要管理先に対する引当	
コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>「引当率の算定(今後3年間の予想損失額見積もり)に当たっては、十分な母集団が確保されており、最低限1年間のデータが蓄積されていること。」が要求されているが、1年間のデータだけで今後3年間の予想損失率を合理的に見積もることは困難ではないか。(日本公認会計士協会)</p>	<p>十分なデータの蓄積があればその方が望ましいが、例えば最低限1年間の実績があれば、1年のデータを計算上3年間に引き伸ばすことも止むを得ないと考える。</p>

貸出条件緩和債権	
コメントの概要	コメントに対する考え方
貸出条件緩和債権の検証にあたって、債務者に有利となる取決めか否かについては、「基準金利」(当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出金利をいう。)に着眼するとしているが、「基準金利」そのものの定義をより明確化すべきである。(東京商工会議所)	基準金利については、各金融機関のリスク管理手法や経営判断等により、様々なものが考えられ、統一的な計算手法等を示すことは困難である。また、機械的・画一的な運用にもつながりかねず、適切でもないと考えている。
「売却等の見通しが確実な資産」については、当該債務者(に対する貸出)の基準金利を算出する際に、担保・保証と同等に取り扱うと理解してよいか。 返済財源として勘案できる売却資産の範囲は、各金融機関の担保・保証基準に則して認定できるものと理解してよいか。 また、勘案できる金額は、売却額が確定している場合はその価格、確定していない場合は金融機関の評価基準に則した当該資産の適切な処分可能見込額としてよいか。(全国銀行協会)	基本的には、担保と同等の信用リスク低減効果があれば、同等に取り扱う。 各金融機関の個々の担保・保証基準について承知していないことから、一律に回答することは困難である。 売却額が確定している場合の価格を含め、当該資産の適切な処分可能見込額である。

適用範囲の拡大についての要望等

資本的劣後ローン	
コメントの概要	コメントに対する考え方
対象が要注意先に限定されているが、債務者の財務内容を判定する観点からは債務者区分によって異なる取扱いをする理由が見当たらないと考えられるため、破綻懸念先以下の債務者に対しても同様の取扱いを認めるべきである。(全国銀行協会)	「要注意先」に限定するのは、資本的劣後ローンの債権者側の会計実務が未だ発展途上にあること等を勘案したものであり、「新しい中小企業金融の法務に関する研究会」(金融庁監督局長の私的研究会)の報告書(03年7月16日発表)においてもその旨記載されている。
「新しい中小企業金融の法務に関する研究会」の議論の対象が中小企業であり、またDESを行った場合、資本金の増大が問題となるのは中小企業であることから、DDSの対象が中小企業に限定されていると考えるが、中堅企業に対してもDDSを採用できることを規定してもらいたい。(整理回収機構、第二地方銀行協会同旨)	DDSの対象を中小企業に限定しているのは、中小企業においては自己資本が過小であり、融資の一部が資本的性格となっているなど、我が国特有の中小企業に対する融資の特性に着目したものであり、中堅企業にまで広げることは適当ではないと考える。
中小・零細企業は、長期運転資金等の名目で借入れ、あたかも自己資本のようにみなし、過小資本を補填してきているのが実態である。検証ポイントのような条件を付加するよりも、本業以外の固定資産を担保提供して資金調達している部分(長期運転資金等)は資本と見なしでも良いのではないかと。(島根中央信用金庫)	「新しい中小企業金融の法務に関する研究会」(金融庁監督局長の私的研究会)の報告書(03年7月16日公表)において、DDSは擬似エクイティの法律構成が実態に即していないことから、当事者の権利義務関係を法的にも明確化することが当事者双方にとって有益であるとして提示された考え方である。このような中で、現状、何らの契約上の条件を具備しないまま、借入金とみなすことは適当ではないと考える。
DDSが「合理的かつ実現可能性が高い経営改善計画と一体で行われること」から、DDSが貸出条件緩和債権となり、当該債務者が要管理先となった場合の当該債務者への貸出全体に対する引当が過大とならないよう、引当基準を明確にすべきである。(東京商工会議所)	DDSを実施した金融機関については、資本的劣後ローンが貸出条件緩和債権に該当しても、そのことをもって他の残債等について、要管理先に対する債権とならない旨を既に記載しているところである。

運用基準の厳格化等

貸出条件緩和債権	
コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>担保・保証において保全されている貸出条件緩和債権の基準金利の考え方について、預金担保のような優良担保の場合は、即時確実に回収できるものであり、信用コストを勘案する必要なしとする考え方は当然と考えるが、不動産担保のような一般担保の場合は建物の原価償却や地価下落により下振れするものであり、不動産担保のような一般担保の場合は建物の減価償却や地価下落により下振れするものであり、条件変更時点で担保フル保全されていても、一定の信用コストを勘案して基準金利を設定する必要があると考えるべきである。あるいは、信用コストを勘案しなくてよいとするケースを限定的にするべきである。</p> <p>また、一般保証の場合は、最終リスクの所在が債務者ではなく保証人となるが、その保証人もデフォルトの可能性があるので、保証人の予想デフォルト率などを債務者の信用コストに反映させる必要がある。（個人・公認会計士）</p>	<p>担保による信用リスクの低減効果は、その前提として適切な担保評価や処分可能見込額の算出が必要であると考えます。</p> <p>また、一般保証についても、その信用リスクの低減効果は、一般債務者の債務者区分と同様に、検査マニュアルの記載事項や別冊の記載事項に照らして判断する必要がある。</p>